



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本中世外記官人の研究 : 廷臣の参集の場と人的ネットワークの形成を中心に [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	大和田, 努
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12065号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61668
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Tsutomu_Owada_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 大 和 田 努

審査委員	主査	准教授	橋 本	雄
	副査	准教授	小 倉	真 紀 子
	副査	教 授	後 藤	康 文

学位論文題名：

日本中世外記官人の研究

——廷臣の参集の場と人的ネットワークの形成を中心に——

本論文で主題とされる「外記」の家は、「外記職」を家職として代々相伝する家柄であった。それゆえ、佐藤進一氏の提起した「官司請負制」論の象徴的存在として、邇来、中世史学界では位置付けられてきた。しかしながら、その外記に任ずる清原氏や中原氏（四つほどに分流）のあいだ、あるいは外記と弁官との相違などは、現在まで不分明なままであり、五位・六位の外記の関係性などについては、依然として表面的な考察に留まってきた嫌いがある。そして、そもそもなぜ外記中原氏が複数の家に分流し得たのかといった問題すら、未解明の状態であった。

そうした研究史の現状を打破すべく、本論文では、むしろ官司という単位・枠組みを越えて展開した、彼ら外記官人の活動内容に目を向けた。これが、本論文の最大の意義といってよからう。

本論文の成果を、改めて個別的に指摘するとすれば、おおよそ以下の三点にまとめられる。

第一に、中世中後期の朝廷訴訟を支えた外記中原氏分流の歴史的条件を解明した点である（第一章）。鎌倉後期～南北朝期、治天（朝廷を代表する上皇ないし天皇）のもとに置かれた政治・司法機関である院の文殿（天皇の場合は記録所）は、頻発する朝廷訴訟を裁判するためのシンクタンクとして機能した。そのスタッフを充実させるために外記官人が多数召集され、これが中原氏分流の契機となり、この場に参集することで先例や判例の蓄積が各家に共有されるようになった。これが、後代の外記の家の分流・自立につながったわけである。

第二に、近年長足の進歩を遂げてきた室町期公武関係史研究は、文書の発給過程や授受の実例をつぶさに分析することにより、「公武統一政権」（富田正弘氏）の制度的復元に成功してきた。ところが、その制度や機構を動かしていた、個々の人間の動きそのものに関する関心は後景に退いたままであった。また、公武関係論と言え、公武の頂点に立った足利義満論に顕著なように、室町殿が治天（朝廷）とどのように渡り合ってきたか、という点に注目が集まりやすかった。これに対して本論文は、そうした頂点的な人間関係・公武関係のありようを視野に収めつつも、さらに下層の、現場で動いていた官人層の動きに着目する。彼らが外記局の業務や院文殿・記録所などで培ってきた法律・学芸面の知識・知見が、上位の廷臣（第二～四章）や室町幕府有力武家の被官人（第五章）などとの「人的ネットワーク」の形成につながり、それがまた逆に公武の関係のなかで政務や家業を実行する潜在力ともなっていたのである。

第三に、公武の有力者たちとのコネクションを頼るばかりではない、外記官人たちの自助努力の跡が見出された点である。とくに第五章で指摘された隼人正流中原氏の、丹波隼人司領への下向の様子は、在地社会論にも裨益する論攷と考えられる。そこでは、在地の負名層と参会して年貢の散用をなす」と

もに、連歌会・憑子経営を行なうことで在地勢力との共同性を涵養することに腐心していた中原康富の姿が確認される。こうした彼ら外記官人の努力も併せ考察することによって、中下層の廷臣たちの都鄙にわたる存在形態が多角的にあぶり出されるに至った、といえるだろう。

以上、中世中後期外記官人の存在形態に関して、その具体相に周到に迫りえた点は、まず多とすべきであろう。また、中世後期（室町期）に視点を置きつつも、中世前期（鎌倉後期）にまで遡って外記官人中原氏の分流の契機を探り当てた点は、中世の前期と後期とをつなぐ有意な補助線となりうる。そして、本研究で得られた外記官人およびそれを取り巻く「人的ネットワーク」に関する数々の知見は、今後の室町期廷臣論の基礎となるものと思料される。

しかしながら、本論文の副題にもある「人的ネットワーク」に着目して、コネクションの意義を高く評価するという観点は、本論文のメリットであると同時に、ただちにデメリットに転ずる。すなわち、こうした見方は、いささか予定調和的な側面が強く、また超時代的に指摘しうることだからでもある。また、本論文が朝廷の合議制・訴訟制度に関する研究だとすれば、少なくとも平安期にまで遡って朝議のありようを浚い、そのなかに院評定制や記録所、外記官人を的確に位置づけるべきであった。そして、とくに現在の当該研究の到達点への言及が幾分物足りず、本論文の研究史的位置づけが若干弱い、という問題点も指摘しうる。

とはいえ、以上の点は申請者本人も自覚している点であり、本論文で得られた成果を毀損するものではない。また実際のところ、これらの問題は、現在の中世（とくに後期）朝廷研究の抱えている課題とも一部重なるであろう。

したがって、審査委員会は、全員一致で、本論文が博士（文学）の学位授与にふさわしいとの結論に達した。